

参 考 資 料

(予算執行調査の反映状況)

(令和3年度予算政府案)

令和3年1月
財務省主計局

【 目 次 】

	頁		頁
(1) [内閣・内閣府] 内閣・内閣府庁舎における民間ビル使用状況	1	(23) [農林水産省] HACCP対応等のための施設改修等支援経費	20
(2) [内閣府] 地方創生拠点整備交付金	2	(24) [農林水産省] 農業次世代人材投資事業	21
(3) [内閣府] 地域少子化対策重点推進事業（結婚に対する取組への支援）	3	(25) [農林水産省] 鳥獣被害防止総合対策交付金	22
(5) [総務省] 行政評価等実施事業のうち行政相談に係る経費	4	(26) [農林水産省] 森林・山村多面的機能発揮対策交付金	23
(6) [総務省] ナショナルサイバートレーニングセンターの構築に係る経費（実践的サイバー防御演習分）	5	(27) [経済産業省] 公設試験研究機関等の基盤整備事業	24
(7) [法務省] 日本司法支援センター運営費交付金	6	(28) [経済産業省] クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	25
(8) [外務省] 日本特集番組制作支援事業	7	(30) [国土交通省] 地籍整備の推進	26
(9) [外務省] Gaviワクチンアライアンス拠出金	8	(31) [国土交通省] 直轄河川改修事業	27
(10) [財務省] 財務局機能強化・地域連携推進経費	9	(32) [国土交通省] 災害復旧等事業	28
(11) [財務省] 確定申告時駐車場整理委託経費	10	(33) [国土交通省] 道路メンテナンス事業費補助	29
(12) [文部科学省] 学校規模・配置の適正化と施設の効率的整備	11	(34) [国土交通省] 港湾整備事業（戦略的インフラ老朽化対策）	30
(14) [文部科学省] 私立高等学校等経常費助成費補助（特別補助分）	12	(36) [環境省] 指定管理鳥獣捕獲等事業等	31
(15) [文部科学省] 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金等	13	(37) [防衛省] 防衛装備品等の処分	32
(16) [文部科学省] スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）	14	(38) [防衛省] 継続費による艦艇の建造	33
(17) [厚生労働省] 医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）	15	(39) [防衛省] 早期契約の促進状況	34
(19) [厚生労働省] 労働災害休業（補償）給付費	16	(40) [各府省] 外部書庫に係る経費	35
(20) [厚生労働省] 保護施設事務費負担金	17	(41) [各府省] 会議等の会場借料	35
(21) [厚生労働省] 障害福祉サービス等報酬	18	(42) [各府省] 独立行政法人におけるコピー用紙の購入経費	35
(22) [厚生労働省] 介護保険サービス（居宅介護支援等）	19	【参考】令和2年度予算執行調査の3年度予算への反映額一覧	36

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
内閣・内閣府	(1) 内閣・内閣府庁舎における民間ビル使用状況	本省	—	1,265	2,215	950	—
事案の概要	内閣・内閣府は霞が関の近辺に民間ビルを賃借し、庁舎として活用しているが、入居先の選定に当たってどのような検討を行ったか確認した。						

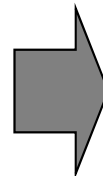
調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 規模・配置の適切性

- 入居において、必要となるスペースや各組織の特徴に応じて異なる点は考慮しなければならないが、各組織の特徴に応じて立地条件の審査を行い、コストダウンを図るべきではないか。こうした点を曖昧にすると、高額の物件のみを対象として、複数検討することとなり、適切な予算執行が図られないことが懸念される。
- 内閣府においては、ある程度の期間を視野において、各組織からの要望の可否について判断する必要がある。時限組織の多い内閣・内閣府において、非効率な予算執行とならないよう、単にその時点の空きスペースの状況だけでなく、移転の予定等も含め把握しておくべきではないか。

2. 単価設定等の適切性

- 個別の組織が賃料を低減するために行っている努力を横展開すべき。個別交渉や不動産コンサルタントの活用等により、コストダウンが図られていることから、今後発生する民間ビルの賃借についても、こうしたノウハウを活用すべきではないか。



反映の内容等

1. 規模・配置の適切性

- 内閣・内閣府の組織新設等に伴い、合同庁舎の空きスペースがなく、やむを得ず民間ビルへの入居を検討する際は、各組織の特徴や規模(面積)、業務の利便性等を踏まえた立地条件の審査を行い、コストダウンを図る。
また、時限組織の改廃時期等を踏まえ、内閣・内閣府において、民間ビルへの入居等が必要な部局に対し、前広かつ速やかに情報収集を行うことにより、一体的に移転の予定等を把握し、効率的な予算執行に努めていく。

2. 単価設定等の適切性

- 組織新設等の際は、周辺物件との賃料の比較のみならず、個別交渉等を徹底し、コストダウンを図っていく。
- なお、現在入居している部局において、入居の際に不動産コンサルタントを活用するなどし、立地条件に合致した地域内の賃料相場を把握し、安価な物件を選定できた事例があることから、このような個別事例の横展開を行い、今後発生する民間ビルの賃借において効率的な予算執行に努めていく。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(2) 地方創生拠点整備交付金	共同	(四国財務局)	3,000	5,000	2,000	-
事案の概要	地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業のうち、地方創生につながる先導的な施設整備を支援する事業である。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. KPIについて

- 効果検証については、特段の事情のない限り毎年度行うよう徹底し、KPI未達の場合は利活用方策の見直しを検討し、KPIの達成に向け継続的に取り組んでいくべき。
また、毎年度検証できない事情がある場合には、その理由を明らかにすべき。
- 同じ施設での追加の施設整備を行う場合には、新規のKPIの設定や、KPIの上方修正を行い、追加で国費を投入することによる相乗効果を踏まえたものとするべき。

2. 自立性について

- 交付申請の際には数字を用いた収支計画を作成させ、内閣府の審査において活用すべき。また、作成させることで、自治体に自走可能な事業実施を意識させるべき。

3. 官民協働について

- 計画段階において、将来的な民間からの資金の活用の見通しを施設整備計画に記載させることで、当該資金の活用を促すべき。

4. 既存施設の活用について

- 新築で施設整備を行う場合には、なるべく低コストでの施設整備事業を行うため、既存施設の活用の検討を徹底させるべき。

反映の内容等

以下、内閣府において実施した。

1. KPIについて

- 効果検証を毎年度行うよう徹底し、KPIの達成を実現するべく取り組んでいくが、まずは効果検証を促すために、地方創生拠点整備交付金に関するQ&Aにおいて、「毎年度の効果検証ができない事情がある場合には、その理由を明らかにする必要がある」旨を記載することとした。
- 交付金の申請様式において、追加の施設整備を行う場合に、前身事業のKPIを記載する欄を追加するとともに、「新規のKPIや前身事業を上回るKPIを設定することが望ましい」旨の注記を記載することとした。

2. 自立性について

- 交付金の申請様式において、「自立性」の欄に、毎年度の収支計画（維持管理費・事業収入等）を記載する欄を追加することとした。

3. 官民協働について

- 交付金の申請様式において、「官民協働」の欄に、民間からの資金の活用の見通しを記載する欄を追加することとした。

4. 既存施設の活用について

- 交付金の申請様式において、新築の場合に、既存施設の活用の検討を行ったかどうかを確認する欄を追加することとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(3) 地域少子化対策重点推進事業(結婚に対する取組への支援)	共同	(中国財務局)	950の内数	820の内数	▲130の内数	▲68
事案の概要	都道府県及び市町村(一部事務組合等を含む。以下、「自治体」という。)が地域の実情に応じて行う結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援のために行う取組のうち、「結婚に対する取組」について、地域における少子化対策の推進に資することを目的とし、地域少子化対策重点推進交付金(以下、「交付金」という。)により支援を行うもの。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 取組状況等について

(1) 事業の水準確保について

内閣府は、「出生率」及び「成婚数」等の定量的データを統一的に把握し、各自治体の状況を捉え、成果指標の設定水準を検討すべき。

また、自治体の結婚支援センター及びボランティア等が最低限有しておくべき要件等について、内閣府において「指針」を示し、一定水準の質を全国的に確保することで、事業の質の向上を図るべき。

(2) 自治体間連携について

内閣府は、自治体間連携の在り方(モデルケース)を示し、自治体間連携の推進をより一層図るべき。

2. 自主財源による取組について

内閣府は、自主財源にて成果をあげている自治体の取組事例について好事例を収集し、自治体に共有することで、重層的な少子化対策事業を横展開するべき。

反映の内容等

1. 取組状況等について

(1) 事業の水準確保について

交付金による全事業について、「出生率」や「成婚数」等の定量的データを統一的に把握すべく、交付申請様式に新たに記入欄を設け、成果指標の設定水準を判断できるようにした。

また、新たに「地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針」を策定し、結婚支援の取組の質の向上を図るとともに、令和3年度には、ボランティア等の育成に係るモデルプログラムを策定し、更なる支援の質の底上げを図る。

(2) 自治体間連携について

調査結果を全都道府県に周知し、自治体間連携の必要性への理解を促すとともに、モデルケースや活用の具体例を周知した。

また、結婚支援センターの設置やボランティアの育成等について、単独の自治体での取組より成果が上がることが期待できる複数の自治体で連携する広域的な取組に予算を重点化した。(反映額:▲68百万円)

2. 自主財源による取組について

自主財源による取組で成果をあげていると回答があった自治体に対してヒアリングを実施し、好事例の横展開を図る。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
総務省	(5) 行政評価等実施事業のうち行政相談に係る経費	本省	—	546	546	0	▲8
事案の概要	<p>総務省は、行政機関等の業務に関する苦情の申出について、担当行政機関とは異なる立場から関係機関へのあっせん等により、苦情の解決を行っている。具体的には、定期・不定期的に行政相談所を開設するほか、行政苦情110番（全国共通番号）で最寄りの管区行政評価局等において苦情の相談を受け付けている。</p> <p>また、行政相談委員法に基づき、社会的信望がある者を行政相談委員（全国4,939名）に任命し、苦情の相談、助言等の業務を委嘱している。委員は、無報酬で定期・不定期的に開設される行政相談所等で活動しているが、業務遂行のための交通費、資料購入費等を弁償金として国から支給している。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 総合行政相談所運営経費

稼働状況が極めて低位な相談所や、受付件数1件当たりの運営経費が高くなっているところがある。受付件数等を踏まえて、稼働日数、体制、開設場所等の見直しについて検討し、効率化を行うべき。

現在は、主として行政相談推進員により業務が実施されているが、行政相談委員1人当たりの受付件数が近年低下している状況も踏まえ、行政相談委員の積極的な参画について検討すべき。

2. 行政相談委員実費弁償金

行政相談委員向けの各種研修やブロック会議等が毎年多数開催されている。これらについては、統廃合やオンラインでの開催等を推進することにより、効率化を行うべき。

反映の内容等

1. 総合行政相談所運営経費

全国の総合行政相談所について、平成29年度から令和元年度までの行政相談受付件数、相談1件当たりの必要経費等を踏まえ、2ヵ所を廃止することで、運営経費を削減し、効率化を図った。

(反映額: ▲2百万円)

2. 行政相談委員実費弁償金

新任行政相談委員向けの研修について、各局所センターが開催する2回の研修のうち1回の開催方法を、管内1会場のみで開催から複数会場で分散開催する方式に見直し、参加者がより近い会場で受講できるようにすることで、旅費を削減し、効率化を図った。

行政相談委員のリーダー養成研修については、既存の研修と統合することで、研修実施経費を削減し、効率化を図った。

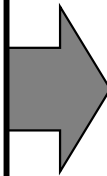
(反映額: ▲6百万円)

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
総務省	(6) ナショナルサイバートレーニングセンターの構築に係る経費(実践的サイバー防御演習分)	本省	-	1,064	981	▲83	▲63
事案の概要	<p>巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対し、実践的な対処能力を持つセキュリティ人材を育成するため、平成29年度より、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)の「ナショナルサイバートレーニングセンター」において演習を実施。 国の機関、独立行政法人、地方公共団体、重要インフラ事業者等の情報システム担当者を対象として、体験型の実践的サイバー防御演習(CYDER: Cyber Defense Exercise with Recurrence)を年間100回・3,000名規模で実施。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性
<p>1. 実践的サイバー防御演習の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ Aコース(初級コース)、Bコース(中級コース)を複数回受講した者は5%未満であり、各コースの演習用シナリオを毎年更新する必要性は乏しいのではないか。 <u>インシデントの発生状況等も踏まえつつ、数年ごとの作成とするなど予算の効率化を図るべきではないか。</u> <p>2. 実践的サイバー防御演習の予算の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 演習の開催回数が多いことから、執行額の6割が会場実施費となっている。また、未受講の市町村が5割残っている。 <u>オンライン演習環境の整備を進めること等を通じて、会場実施費(演習環境セット、講師謝金等)の効率化を図るとともに未受講地方公共団体の参加を積極的に促すべきではないか。</u> ○ 演習効果の最大化を図る観点から、受講者が演習内容を持ち帰って組織内で共有・活用できるようなツールの提供や活用状況のフォローアップを行うべきではないか。



反映の内容等
<p>1. 実践的サイバー防御演習の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来、各コース合わせて毎年3つの演習用シナリオを更新していたところ、令和3年度は1つのみ更新することとし、それ以外のシナリオについては、過年度作成のシナリオから受講状況や複数回受講者への有効性等を踏まえて適切なものを再利用することとした。(反映額: ▲58百万円) <p>2. 実践的サイバー防御演習の予算の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NICTにおいて、令和3年度からオンライン演習の実施を進めるほか、<u>演習環境の構築に係る経費等についても見直しを図り、会場実施費の効率化を図ることとした。</u> また、未受講の地方公共団体の参加を積極的に促すため、都道府県及び総合通信局等を通じた受講促進の取組を強化しているほか、遠隔地であるなどの理由により受講が難しい地方公共団体に対して、<u>オンライン演習を積極的に推進していく予定としている。</u> ○ NICTにおいて、<u>受講者が演習内容を持ち帰って組織内で共有・活用できる教材を作成・提供するとともに、受講者の成果について掘り下げたフォローアップ調査を実施する予定としている。</u> (反映額: ▲5百万円)

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
法務省	(7) 日本司法支援センター運営費交付金	本省	—	14,847	15,160	312	▲176
事案の概要	<p>日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）は、総合法律支援法に基づき、総合法律支援（弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援）に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。</p> <p>法テラスが行う業務の一つに民事法律扶助業務があるが、利用者負担及び財政負担軽減等の観点から、書類作成援助の活用状況に着眼した調査を行うこととした。</p> <p>また、立替金の回収状況、法テラスに常勤している弁護士（以下、「常勤弁護士」という。）の活用について、調査を行うこととした。（本調査は、平成24年度、26年度及び29年度の予算執行調査のフォローアップ調査として実施（平成24年度調査は平成22年度のフォローアップ調査として実施）。）</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 利用者負担及び財政負担軽減等のための方策について

利用者負担及び財政負担軽減の観点から、法テラスにおいても、管財事件等の困難な事件や、健康上の理由等により自身で手続きを進めることが難しく代理人による活動が期待される事件などを除き、書類作成援助による対応が利用者負担を軽くし、かつ、利用者に不利益とならない事件については、その旨を利用者に説明した上で、書類作成援助の活用を積極的に検討するべきである。

また、不均衡となっている常勤弁護士1人当たりの年間業務量を改善するため、常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、年間業務量につき地域の実情に応じた客観的な評価をするための目標設定を検討すべき。

2. 立替金の回収状況について

立替金の回収状況の改善は利用者間の公平性の観点からも重要な問題である。

援助開始決定前に立替金の引落口座に関する書類を提出させ、引落口座の有効性を事前に確認するなど、事務フローの見直しを行い、未償還債権の圧縮のための更なる取組を進めるべき。

反映の内容等

1. 利用者負担及び財政負担軽減等のための方策について

資力の乏しい法テラス利用者の経済的負担や国の財政負担を軽減する観点から、代理援助よりも1件当たりの単価が安価である書類作成援助について、関係団体との連携強化による積極的な活用を検討することとし、令和3年度予算案に反映させた。
(反映額: ▲176百万円)

また、常勤弁護士1人当たりの年間業務量の目標設定を検討するべく、法テラスにおいて、業務内容や地域の実情等の調査を実施しているところである。

2. 立替金の回収状況について

調査結果を踏まえ、法テラスにおいて、援助開始決定前に立替金の引落口座に関する書類を提出させるなどの事務フローの見直しを進めているところである。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
外務省	(8) 日本特集番組制作支援事業	本省	—	7	7	0	—
事業の概要	海外の有力テレビ局の取材チームを招へいし、政治、経済、社会事情、文化等の幅広い分野における最新の日本事情等に関する取材機会を提供し、日本特集番組の制作支援を行い、当該国において放映させる。テレビを通じて日本の政策・社会・産業・文化等を海外で紹介することで対日理解促進を図ることが事業の目的である。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 放映国・テーマの選定方法

単に国交樹立等に係る該当周年や、大型行事に合わせた相手国における対日世論の一时的盛り上げに終わらせず、計画的な事業目的の達成に寄与すると考えられる国・テーマを優先的に選定するなど、選定方法をより事業目的に則した形に見直すべき。

また、必ずしも事業未実施国を優先するのではなく、例えば、事業を終了したものの、十分に事業効果が表れていないと見込まれる国については、その要因を十分に検証の上、当初の事業終了から数年後にフォローアップとして再度事業を実施することも検討すべきではないか。

2. 事業効果の検証

事業効果の検証を確実に進めるようにするために、

- ① 放映した番組がどの程度視聴されているか
- ② 視聴された結果、相手国民の対日理解促進に寄与しているかの各段階について、適切なアウトカム指標を用いた目標を設定し、事業実施後に評価を行うべき。

3. 外国報道関係者の招へい等、同様の目的を有する他事業の検証

本調査事業と同様の目的を有する他事業についても、2.と同様に、事業効果の検証を確実に進めるよう、目標設定及び評価の方法を見直すべき。

反映の内容等

1. 放映国・テーマの選定方法

より事業目的に則した形での選定とするべく、在外公館から提出される推薦様式において「放映効果の狙い」を明確化することとした。今後は、当該様式を踏まえつつ、対日理解度を含め対象国の実情も勘案して、計画的な選定に努めていく。

上記の推薦様式において、「効果の確認方法」も明確化することとした。これにより、事後検証を確実に進め、中長期的なフォローアップにつなげていく。

2. 事業効果の検証

在外公館において、放映後、招へいを行ったテレビ局から、視聴率や視聴者からの反響等についてのヒアリングを確実に進めることとする。また、事後評価を行う際に、例えばSNSにおける反響等も参考にしつつ、「広報上の目標達成度」を検証する。

3. 外国報道関係者の招へい等、同様の目的を有する他事業の検証

テレビ局以外を対象とした外国報道関係者招へい事業等についても、上記2.と同様に見直す。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
外務省	(9) Gaviワクチンアライアンス拠出金	本省	—	13	1,080	1,067	—
事案の概要	途上国へのワクチン普及や保健システム強化等の支援のため、Gaviワクチンアライアンスへ拠出する経費である。Gaviが供給する途上国向けワクチンの開発・生産に日本企業が参加することで、設備投資のインセンティブとし、国内のワクチン産業の活性化や能力強化に繋げる。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 運営状況・事業内容等の把握と関与

Gaviの意思決定を行う理事会は、ドナー国代表5席を含む計28席で構成され、理事及び理事代理に投票権及び発言権が付与される。

日本は米国・豪州・韓国と同じ理事区分に所属しており、第2次増資期間（平成28年～令和2年）において理事・理事代理に立候補することができる基準（各増資期間の資金需要の1%以上を拠出）を満たしているものの、理事会にはオブザーバー参加のみとなっていた。

令和2年5月より日本が理事代理を務めることとなったことから、日本の施策目的を実現できるように積極的に発信していくべきである。

2. 日本への有益性、成果目標の適切性

平成12年から令和元年にかけて、日本企業によるワクチン提供実績はゼロである。また、成果目標のうち日本独自の定量目標は邦人職員数のみであり、過去の効果検証等を踏まえた追加拠出の判断が困難な状況である。

Gaviを通じて日本企業が開発するワクチンを途上国に導入し、日本企業の海外販路開拓を通じた国際競争力の強化・企業育成につなげるという施策目的に沿って、①日本企業からのワクチン及びワクチン供給に資する製品の調達件数、②日本の施策目的の理事会への反映、③全世界的な感染症発生数及び日本国内への輸入感染症事例数に関して新たな定量指標を設定すべきである。

また、第3次増資会合以降の拠出については、上記指標を踏まえた、成果連動型の拠出方法を導入すべきである。

反映の内容等

1. 運営状況・事業内容等の把握と関与

令和2年5月に開催された理事会において地球規模課題審議官の理事代理への就任が承認されて以降、6月、7月、9月及び12月に開催された理事会に出席し、積極的に発信してきたところ。

具体的には、Gaviが支援するワクチンの普及は、日本が重視し、国際的に主導してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成するための不可欠な基盤であるとして、Gaviの活動方針に反映すべく発言を行った結果、令和2年9月に公表された活動報告書における今後の活動方針の中にその旨が記載された。

2. 日本への有益性、成果目標の適切性

第3次増資会合（令和2年6月4日）における日本政府のプレッジのうち（コロナ対策を除く）通常の予防接種対策分の拠出については、日本の施策目的の実現度合いを踏まえた成果連動型の予算措置を行う。このため、参考指標として、令和4年度以降について、定量的な達成目標を設定した。

なお、令和3年度においては、予防接種をUHCのエントリーポイントと位置づけ、Gaviの活動方針として明記されたことを踏まえ、予算措置を行った。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
財務省	(10) 財務局機能強化・地域連携推進経費	本省	—	38	33	▲6	▲6
事案の概要	財務局が、地域の課題を把握し、地域の特性を踏まえた施策を実施することにより、地域に貢献することや地域と財務省・金融庁をつなぐハブとしての役割を果たすためのプラットフォームの形成などの活動経費である。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 予算の積算方法及び執行の効率化について

財務局毎の実情や執行実績を踏まえて必要額を積算するなど、予算の積算方法について改善すべき。

また、例えば、オンライン会議で対応可能な会議はオンライン会議への切り替え、音声データの文字起こし費用は必要性を精査の上必要最小限へ留めるなどの工夫を図り、可能な限り効率的に予算を執行すべき。

2. 事案の選定について

他局が先行して実施した事案を参考に、地域への影響や効果をあらかじめ見極めつつ、引き続き地域のニーズや実情等に応じた事案選定を行うべき。

このため、好事例については、引き続き、事例集、担当者会議、表彰制度等各種の機会を捉えて積極的に横展開を図っていくべき。

3. 事案のフォローアップについて

継続的な取組については可能な範囲でPDCAサイクルを効果的に実施するほか、単発の取組であっても地域のニーズの把握等の観点から、必要に応じてアンケート調査等によりフォローアップを図り、各々の事案について深度ある取組とすべき。

また、アンケート調査等を実施している事案についても、当該結果の分析や調査結果をその後の業務に活かしていないものがあれば、フォローアップの仕方をより工夫すべき。

反映の内容等

1. 予算の積算方法及び執行の効率化について

予算の積算については、改めて過去の執行実績を加味するよう各財務局へ通知し、執行実績を個別に精査して積算方法の見直しを実施し、費用の縮減を図った。 (反映額: ▲4百万円)

また、オンライン会議の取組を実施しているほか、音声データの文字起こし費用については、速やかに情報発信や情報還元を行う必要があるものなどに限定し、費用の縮減を図った。 (反映額: ▲2百万円)

2. 事案の選定について

事案の選定については、定期的に各財務局の取組を集約し共有するほか、会議で好事例を発表し、効果的な選定のための情報提供・情報共有を行った。

また、今後、事例集の作成や、担当者会議、表彰制度等においても、引き続き積極的な情報提供・情報共有を行うこととする。

3. 事案のフォローアップについて

深度ある取組とするため、今事務年度の財務局における地域連携に係る取組方針に「取組を実施した後は、その効果や進展等に係るフォローアップを行うよう努め、その後の業務や取組の参考とする。」という事項を追記した。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
財務省	(11) 確定申告時駐車場整理委託経費	本省	—	493	561	67	▲2
事案の概要	<p>確定申告期には、納税者が税務署等の確定申告会場へ多数訪れており、このうち自家用車等の来場が多い会場については、駐車場等に整理要員を配置し、近隣道路も含めた混雑緩和及び交通事故の防止に努めている。</p> <p>当該経費は、これらの整理業務を外部委託により実施するものであり、委託契約の締結にあたっては、サービスの質を維持しつつ全体の合理化・効率化が求められているところである。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 駐車場の整理委託状況について

整理要員の業務内容や配置箇所については、駐車場の形状や会場の周辺環境が大きく異なることもあり、配置要員の規模について適切な基準を示すことは難しいと考えられる一方、整理要員の配置期間について、来場者数の多寡と整理要員の配置が一致していない会場は、サービスの質を維持しつつ、来場者の少ない期間への配置は廃止し、多い期間や別の会場へ重点配置をするなど、来場者へより良いサービスとなるよう適切に配置を調整すべき。

2. 改善・効率化の取組について

(1) 改善にかかる取組状況

整理要員の配置については、配置の精度向上を図り、サービスの質向上へ繋げるため、引き続き実態把握・検証を進めるとともに、これらを実施していない局については、他局の取組を横展開し参考にするなどして効果的な配置となるように取り組むべき。

(2) 効率化にかかる取組状況

適材適所な人材の活用については、既活用局の取組状況を参考にするなどして、サービスの質を維持しつつ、更なる活用を進めることにより、効率化を行うことができないか検討すべき。

反映の内容等

1. 駐車場の整理委託状況について

駐車場の整理委託状況については、各会場における1日当たりの配置人員と来場者数の実績を比較・検討した上で、来場者の少ない期間への配置については、縮小または廃止するとともに、多い期間については、重点配置をするなど、適切な配置となるよう調整を図った。
(反映額:▲2百万円)

2. 改善・効率化の取組について

(1) 改善にかかる取組状況

整理要員の配置について、現場の実態把握・検証を行うとともに、各国税局の取組状況を参考展開し、より効果的な配置となるよう取り組む。

(2) 効率化にかかる取組状況

適材適所な人材の活用について、業務内容に応じた人材の活用に取り組むとともに、各国税局の取組状況を参考展開し、更なる効果的な人材活用について検討を継続する。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額 (臨時・特別の措置を含む額)	3年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(12) 学校規模・配置の適正化と施設の効率的整備	本省	—	69,453 (116,453)	68,834	▲619	—

事案の概要

公立学校施設については、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年)を踏まえ、文部科学省から自治体に対し、学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを主な目的として「公共施設等総合管理計画」を踏まえた「個別施設計画」を令和2年度末までに策定するよう通知している。

他方で、学校施設の効率的な整備と有効活用に向けては、個別施設毎の長寿命化にとどまらず、①将来の児童生徒数の動向等を踏まえた、学校規模・配置の適正化に係る計画との有機的連携、②他の公共施設との複合化等をどのように促進していくかが今後の更なる課題となっている。(本調査は、平成30年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
------------------------	--------

1. 学校施設の統廃合計画について
2. 学校施設の効率的整備や有効活用について

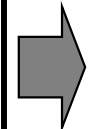
教育・学校運営の質を確保した上で、学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図るためには、各自治体における学校規模の適正化に向けた統廃合や整備手法の工夫等を推進する必要があるほか、教育委員会や首長部局等の様々な部局が一体となった検討体制の構築等が必要となることから、すべての自治体において

- ① 部局横断的な検討体制の構築
- ② 人口動態等を踏まえた学校規模の適正化・適正配置(含む統廃合)
- ③ 学校施設に関する他の公共施設等との複合化・共用化
- ④ 学校施設の長寿命化
- ⑤ ②～④に係るコスト縮減の効果

を組み合わせ、一体的に検討させるとともに、早期に実効性が図れるよう期限を区切って、新たに「横断的な実行計画」を策定させる仕組みを構築すべきであり、まずは自治体に向けたガイドラインを作成・周知する等、今後の取り組むべき方向性について示すべき。

今後の個別施設計画のフォローアップにおける計画見直しに際しても、上記の検討状況を反映させるべきであり、例えば、統廃合や複合化・共用化等の検討が十分に行われるとともに個別施設計画に適切に反映されている自治体に係る事業採択の優先度を高くするなど、より早期に検討状況を反映させる仕組みを検討し、その効果を顕現させる仕組みとすべき。

また、既に自治体に対して優良事例を横展開しているが、個別施設計画の分析により新たな優良事例の収集が可能なため、最新の状況を踏まえた優良事例の横展開を行うとともに、可能な限りコストの縮減効果を明らかにすべき。



1. 学校施設の統廃合計画について
2. 学校施設の効率的整備や有効活用について

「横断的な実行計画」の策定については、各自治体における部局横断的な検討体制を構築した上で、速やかに検討・策定が進められるよう、文部科学省において、ガイドラインなどの取りまとめを目指すこととした。

また、当該計画の策定期限については、実効性を確保した上で自治体へ周知する必要があるため、令和4年度以降、可能な限り早期に設定できるよう文部科学省において引き続き検討を行う。

学校施設の統廃合や複合化・共用化等の検討結果を個別施設計画に早期に反映させる仕組みについて、令和3年度中の周知に向け、文部科学省において検討することとする。

コスト縮減効果を可能な限り明らかにした優良事例の横展開については、各自治体において効果的な検討が早期に進められるよう、令和2年度末を目途に文部科学省において事例集を作成し、令和3年度から周知することとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(14) 私立高等学校等経常費助成費補助(特別補助分)	本省	—	13,302の内数	12,963の内数	▲339の内数	▲335
事案の概要	<p>私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校(以下、「私立高等学校等」という。)の教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減等に資するため、都道府県が行う私立高等学校等の経常費助成等に対して補助を行う。</p> <p>教育の質の向上を図る学校支援経費は、各メニューの都道府県補助金の対象となった学校数に、メニューごとに定められた単価を乗じた額を補助するものであり、その上限額は、都道府県補助額の1/2である。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 補助単価等について

都道府県の平均補助実績額が、国の設定している補助単価に対して、著しく低くなっているメニューについては、国の補助単価を引き下げる等の見直しを図るべき。

2. メニューの設定について

政策誘導効果がより適切に発揮されるよう、各メニューについて国として求める水準の条件を設定すべき。

具体的な条件としては、例えば、月〇回以上等の数値的な条件や資格を有する人材を条件とすること等が考えられる。

また、条件の設定に伴い、成果目標及び成果実績(アウトカム)を効果測定にふさわしいものとすべき。

さらに、継続的に補助を受けている学校については、補助額を低減させることで自走化を図ることも併せて検討すべき。

反映の内容等

1. 補助単価等について

本調査結果を踏まえ、都道府県の平均補助実績額が、国の設定している補助単価に対して著しく低いメニューについては、令和2年度以降において取組内容の見直しを行った一部のメニューを除き、令和3年度から国の補助単価の引き下げ等を行った。(反映額:▲335百万円)

2. メニューの設定について

各メニューの条件の設定については、文部科学省において、令和3年度から数値的な条件や資格を有する人材を条件とする等の見直しを行い、都道府県向けの配分通知に盛り込むこととした。

また、成果目標については、設定した条件や補助実績等を踏まえて適切な目標となるよう、文部科学省において行政事業レビューシートの見直しに向けた検討を行う。

さらに、継続して補助を受けている学校に対する補助額の低減については、補助額の低減方法や自走化に向けた方針の都道府県に対する周知期間が必要になること等を踏まえ、令和4年度以降の反映に向け、文部科学省において引き続き検討を行う。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(15) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金等	本省	—	118,447 の内数	112,296 の内数	▲6,151 の内数	▲30
事案の概要	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下、「JAXA」という。）は公正性・透明性を確保しつつ調達の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を策定している。また、保有する様々な宇宙航空技術に関する知見の提供等による国内外の民間事業者、公的研究機関との連携強化等を通じた外部資金の獲得に向けて積極的な取組により自己収入の増加を促進することとしている。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 合理的な調達契約に向けた競争促進の取組について

- 入札要件の緩和・業務分割化によるメリット（競争性）、デメリット（分割化による管理工数、事務手続きの負担増）などを十分検討したうえで、どのような案件が適用可能か洗い出しを行うことで、業務分割化・要件緩和の入札件数を増やすべき。

2. 特許等の知的財産を有効活用した自己収入の確保について

- 近年、様々な宇宙開発プロジェクトに伴い民間活力の活用が期待される状況にある。ベンチャー企業を含む民間事業者の宇宙産業への参入が進んでいることから、民間事業者がJAXAの知的財産を活用できるように取り組むべき。
- 具体的には、JAXAと民間事業者による技術開発等を伴うパートナーシップ型共創プログラム（宇宙イノベーションパートナーシップ）を活用し、宇宙利用の拡大や民間事業者の創出を促進し、特許権等実施料等の確保を行うべき。
- また、JAXAの保有する施設の使用料について、適正な価格への引き上げを行うこと等により、自己収入の確保に努めるべき。

反映の内容等

1. 合理的な調達契約に向けた競争促進の取組について

- JAXAは、入札要件の緩和については、技術力のあるベンチャー企業等を対象とした緩和を制度化するべく、適切な履行能力の確保の観点に配慮しつつ、検討を進めている。令和元年度には、試行的に要件緩和を適用した入札を実施しており、今後、その効果や影響などの評価を実施し、適用可能な範囲や条件を精査する予定である。
- JAXAは、業務の分割化については、市場化テスト等を通じて、試行的に業務を分割して調達を実施した案件に関し、その効果の分析・評価（競争性向上の程度、管理工数への影響等）を実施しており、その結果を踏まえて、業務分割化の適用対象の明確化を進めていく予定である。

2. 特許等の知的財産を有効活用した自己収入の確保について

- 宇宙イノベーションパートナーシップは、平成30年5月より始動し、これまでにベンチャーから大企業まで、事業化を目指した30を超える共創プロジェクト・活動を展開している。
- JAXAは、上記の他、研究開発成果を活用した事業創出を促進するため、知的財産ポリシーを設定し、JAXA内外への共有・浸透を図るなど、知的財産の活用を促進し、特許権等実施料等の確保を図ることとしている。
- JAXAの保有する施設の使用料については、適正な価格となっているか検討を行うとともに、技術指導等の付加的なサービスの検討を行うなど、より使い易い環境を整え、新規利用者あるいは再利用者の増加を目指し、自己収入の確保を行うこととしている。
以上の取組を実施することにより、令和3年度予算案において自己収入の増額分を予算反映している。（反映額：▲30百万円）

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(16) スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業)	財務局	東北財務局	180	190	10	-
事案の概要	運動・スポーツの無関心層や、疾病コントロール及び生活の質の維持・向上のために医師からスポーツを推奨されている有患者を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るための地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。また、将来的には補助金なく事業を継続していけることを目指す。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 事業の自立性・持続可能性

- 自立性、持続可能性を高めるため、過年度に補助を受けた団体に再交付する場合には、補助率を減じていく仕組みや補助回数の上限を設ける仕組みの導入を検討すべきである。
- また、そのうえで、2回目以降の申請については、一定の基準を設け、自立、持続化への取組等を評価して、基準に満たない場合や過去の取組みと比較して工夫や変化のない事業については、補助金を減額する仕組み等の導入を検討すべきである。

2. 取組事例の展開・共有について

- 本事業が効果的に実施されるためには、補助の対象となる地方公共団体に対して、過去の有効な取組事例が積極的に共有されることが重要となる。
- 他の市町村の事例の共有の要望が強いことを踏まえ、スポーツ庁は事業の質を高め、市町村が効果的に事業を実施できるような情報発信の在り方について検討すべきである。
- 都道府県は事業の周知にとどまらず、スポーツ庁と連携して、取組事例を市町村に展開する等、市町村が事業を効果的に実施するための環境整備を検討すべきである。

反映の内容等

1. 事業の自立性・持続可能性

- 事業の自立性・持続可能性を高めるため、過年度に補助を受けた団体を対象に、事業の実施にあたり一定程度の負担を求めることや、補助回数の上限を設ける仕組み等を導入することとしており、具体的には、補助回数を3回までとすること等を検討している。
- また、2回目以降の申請については、一定の基準を設け、基準に満たない場合や過去の取組みと比較して工夫や変化のない事業については、補助金を減額する仕組み等を導入することを検討する。

2. 取組事例の展開・共有について

- スポーツ庁において、補助の対象となる市町村(特別区含む)に対して、都道府県と連携して、次年度事業計画を立てる時期までに過去の有効な取組事例を積極的に共有する。
- 3年度以降、スポーツ庁において、事業の質を高め、市町村が効果的に事業を実施できるような情報発信の在り方について見直しを行う予定。
- 3年度以降、スポーツ庁において、都道府県と連携して、取組事例を市町村に展開する等、市町村が事業を効果的に実施するための環境整備を進める予定。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(17) 医療介護提供体制改革推進交付金(医療分)	共同	(東海財務局)	79,577 の内数	85,077 の内数	5,500 の内数	-
事案の概要	消費税増収分等を活用し、地域医療介護総合確保基金を各都道府県に設置し、都道府県が作成する計画のうち、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」等に対して財政支援を行う。						

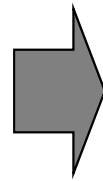
調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

基金事業の適切な執行について

- 地域医療構想を一層推進するため、本事業を効果的に活用することは重要であるが、地域医療構想の関係性・進め方が不明瞭な事業、基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業、アウトプット指標の設定が適切か疑わしい事業が見受けられたことから、厚生労働省による計画の事前事後の検証をより一層徹底すべきではないか。

中でも、地域医療構想の達成に向けた事業については、今後2025年に向けてその取組を再加速させていく必要がある中で、構想の中における事業の位置付けを明確化するなど、要件の見直しが必要ではないか。

- また、会計検査院の検査を踏まえ、本基金を財源とすることが不適切な事業のリスト化が行われているものの、事業の内容面に踏み込まず表面的な確認にとどまっている。地域医療情報連携ネットワークについて参加患者規模を条件とするなど、各事業について基金による支援の対象外とする具体的要件を明確化すべき。



反映の内容等

基金事業の適切な執行について

- 厚生労働省において、計画の事前事後の検証を徹底するため、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえつつ、標準事業例以外の事業について、事前に重点的なヒアリングを実施するとともに、事後に書面で行っていた検証に加えて、地域医療構想の関係性・進め方が不明瞭と疑われる事業等について、現地確認を行うなど対策を実施する。

加えて「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」の対象範囲を明確化しつつ、いわゆる医療機関支援に係るソフト事業については、地域医療構想に寄与するものが客観的に判断できるよう、基幹となる医療機能の分化・連携の取組（機能転換、病床削減、複数医療機関の再編等）と一体的に行われる事業に限定するなど、要件の見直しを行うこととしている。

- 地域医療情報連携ネットワークについては、厚生労働省医政局発出の事務連絡「地域医療介護総合確保基金(医療分)を活用した地域医療情報連携ネットワークに係る適切な予算執行の徹底について」(令和2年10月)において、支援対象となる地域医療情報連携ネットワークの開示医療機関数等に関する最低基準を要件として新たに設定した。

また、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、今後、ネットワーク数、カバーする圏域、共有する医療情報の種類、登録患者数や参加医療機関数の目標値等の設定の検討を行うこととしている。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(19) 労働災害休業(補償)給付費	本省	—	143,610	151,465	7,856	—
事案の概要	<p>労働災害休業(補償)給付(以下、「休業(補償)給付」という。)とは、労働者が、①業務上の事由又は通勤による負傷・疾病等に係る療養のため、②労働することができず、③そのために賃金を受けていない、という3要件を満たす場合に、給付事由発生日以前における直近3か月の平均賃金の80%※を支給する制度である。</p> <p>※ 労働基準法の規定に基づき事業主から支払われる休業補償(平均賃金の60%)との兼ね合いから、休業(補償)給付は平均賃金の60%とされているが、併せて労働者災害補償保険法の社会復帰促進等事業として行われる休業特別支給金(平均賃金の20%)が支給されている。</p> <p>給付については、被災労働者から提出された請求書(医療機関及び事業主による証明がなされたもの)を、全国の労働基準監督署において審査を行い、労災であると認められた場合において支給決定を行っている。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 休業(補償)給付の受給状況について

疾病と異なり、負傷については、一定期間の経過により治ゆ(症状固定)へと至ることが多いと考えられる。しかし、一度も治ゆ(症状固定)に至ることなく、長期にわたり休業(補償)給付を受給している者が一定程度見られることから、治ゆ(症状固定)の判断について再度徹底を図るべき。

2. 適正給付管理制度の運用状況について

適正給付管理制度の運用に当たり、労災医員等の活用がほとんどなされていない。第三者である労災医員等の活用により、療養に専念することが必要とした者や療養継続(就労可)とした者について、より適正な判断を行うための手立てを取るべき。

3. 長期療養者に係る情報公開について

「労働者災害補償保険事業年報」における近年の療養者の推移によると、従来の区分に当てはまらない傷病が増えていると考えられる。保険制度の適正な運営の観点から、給付の対象とされている傷病について、より詳細に明らかにすべき。

反映の内容等

1. 休業(補償)給付の受給状況について

2. 適正給付管理制度の運用状況について

厚生労働省において、令和2年11月に都道府県労働局に対し、負傷(骨折等)が傷病名となっている者のうち、休業(補償)給付を3年以上受給している者を重点的に選定し療養の要否等を調査するとともに、調査対象者が休業(補償)給付を3年以上受給している場合は、原則として労災医員等に意見を求めること等の通達を発出し、治ゆ(症状固定)の判断について徹底を図った。

また、都道府県労働局における労災医員を20名増員し、給付に係る判断をより適正に行っていくこととしている。

3. 長期療養者に係る情報公開について

「労働者災害補償保険事業年報」中、「傷病別長期療養者推移状況報告(全国計)」において、合計者数に占める割合が高い「その他の患者」の内訳がシステム上明確にされていないため、令和3年度において、システム改修により給付の対象とされている傷病についてより詳細に把握できるようにすることとしている。

反映状況票

(単位:百万円)

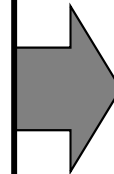
府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(20) 保護施設事務費負担金	本省	—	30,142	30,159	17	—
事案の概要	生活保護は居宅保護が原則であるが、これによっては保護の目的を達しがたい時には保護施設に入居させ、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコールや薬物などの依存症のある者、ドメスティックバイオレンス(DV)や虐待被害を受けた者、ホームレスや矯正施設退所者など、様々な生活課題を抱える者を、福祉事務所からの措置委託という形で受け入れ支援を行っている。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

保護施設における居宅移行について

保護施設の利用者の入所期間が長期となっている中、生活保護の原則である居宅保護に向けた施設からの居宅移行を促進するため、

- 「居宅生活移行総合支援事業」や「居宅生活訓練事業」を適切に活用するとともに、新たに創設された日常生活支援住居施設も活用しながら、入所者の地域移行に向けた取組をより一層推進すべき。
- 保護施設への報酬体系のあり方についても、地域移行を促す観点からの見直しを検討すべき。
- 訪問調査の機会などを通じて、福祉事務所、利用者及び保護施設の間で十分な意思疎通を図りながら、居宅生活の可能性の判断等のアセスメントや、他法他施策活用の検討など、今後の援助方針について福祉事務所による関与を強化すべき。



反映の内容等

保護施設における居宅移行について

- 予算を拡充した「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」※や、「居宅生活訓練事業」、日常生活支援住居施設の活用をより一層促すとともに、令和2年度に実施している「保護施設入所者の地域生活移行等の促進を図るための調査研究事業」の調査研究結果も踏まえ、更なる居宅移行の促進について検討を行う。

※令和3年度において「居宅生活移行総合支援事業」に居宅不安定者への支援を追加したことから、事業名を変更

- 報酬体系のあり方について引き続き検討を進めるとともに、令和3年度において、居宅生活訓練事業における職員配置の拡充等を実施することとしており、本事業の活用により保護施設入所者の地域移行を一層推進していく。
- 居宅移行を促進するため、保護施設入所者に対する援助方針の策定等における福祉事務所の関与の重要性について、地方公共団体に対して、生活保護関係全国会議等を通じて周知を行う。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(21) 障害福祉サービス等報酬	本省	—	341,995 の内数	383,501 の内数	41,506 の内数	—
事案の概要	障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者には、その対価として支払われるサービス費用であり、サービスの種類ごとに定められている基本報酬単価は、各事業所のサービス提供体制等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。近年、総費用額・事業所数が増加傾向にある放課後等デイサービスの平均収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率を大きく上回っていることから、利用者の状態に応じた収支の実態等を検証する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 利用者状態別の経営状況

区分1・区分2（注1）の事業所の平均収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率（3.9%（令和元年経営概況調査））を大きく上回っている可能性（注2）があることを踏まえ、次期報酬改定において、利用者の状態別の報酬については、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図るべきである。

（注1）区分1：利用者のうち、指標該当障害児が全体の50%以上
区分2：利用者のうち、指標該当障害児が全体の50%未満

2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

児童指導員等加配加算を取得している事業所の平均収支差率は、障害福祉サービス等全体の平均収支差率（3.9%（令和元年経営概況調査））を大きく上回っている可能性（注2）があることを踏まえ、次期報酬改定において、児童指導員等加配加算については、職員の処遇状況等も適切に踏まえつつ、加配に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図るべきである。

（注2）令和元年経営概況調査と今回の調査結果は、質問項目の相違により、「収入」「支出」の範囲が異なりうるため、収支差率の単純な比較はできない点に留意する必要がある。

反映の内容等

1. 利用者状態別の経営状況

利用者状態別の報酬設定については、令和3年度報酬改定において、現行の区分1・区分2の報酬体系を廃止した上で、経営状況や事業に要するコスト等を踏まえつつ、基本報酬の見直しを行うことを検討している。

2. 児童指導員等加配加算の取得状況別の経営状況

児童指導員等加配加算の報酬設定については、令和3年度報酬改定において、経営状況や加配に要するコスト等を踏まえつつ児童指導員等加配加算Ⅰ（注3）の見直しを行うとともに、児童指導員等加配加算Ⅱ（注3）の廃止を検討している。

（注3）

児童指導員等加配加算Ⅰ：人員配置基準上必要となる従業者の員数に加え、児童指導員等を1名加配した場合に、加配した職員の職種に応じて取得することができる加算。

児童指導員等加配加算Ⅱ：区分1の事業所について、児童指導員等加配加算Ⅰに加えて、児童指導員等をさらに1名加配した場合に取得することができる加算。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(22) 介護保険サービス(居宅介護支援等)	共同	(東北財務局)	3,034,242 の内数	3,117,892 の内数	83,650 の内数	—
事案の概要	<p>ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画書等(以下、「ケアプラン」という。)のケアマネジメントの費用については、利用者負担がない。また、ケアプランの中には、福祉用具貸与のみのケアプランも存在し、ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費によりコストが高くなっている。</p> <p>本調査においては、ケアプランの内容を把握するとともに、1年間で内容が同じケアプランがどの程度存在するかについて調査を実施した。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

ケアマネジメントの在り方について

1. 1年間ケアプランの内容が変わっていない割合

平成30年4月分と平成31年4月分のケアプランの内容を確認したところ、約4人に1人の割合(25.5%)で2時点間のケアプラン(居宅サービス計画書)の内容が全く同じであったこと、また、要介護度別にみても、すべての要介護度において、約4人に1人の割合でケアプランが1年間変わっていないことが確認できた。

このような中、ケアマネジメントのサービスの質を高めるため、利用者負担を設定することで利用者自身がケアマネジメントの質に関心を持つようにすることも考えられるのではないか。

2. 福祉用具貸与のみのケアプランについて

福祉用具貸与のみのケアプランが全体の6.1%を占めた。

このうち、1年間同じ内容のケアプランを要介護度別にみると、軽度者である要支援1・2が3/4を占めており、その具体的内容を調査したところ、歩行補助杖、歩行器、手摺(室内用)が約7割を占める結果となった。

歩行補助杖などの廉価な福祉用具については、保険給付による貸与から販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用は不要となる。介護保険サービスを利用していない方との公平性の観点からも、軽度者も使用することを想定し要介護度に関係なく給付対象となっている品目については、貸与ではなく販売にすべき。

また、販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて評価することとしてはどうか。

反映の内容等

ケアマネジメントの在り方について

令和元年度の関係審議会における審議結果も踏まえ、ケアマネジメントに係る利用者負担の導入について、第9期介護保険事業計画期間(令和6~8年度)に向けて、関係審議会等において結論を得るべく引き続き検討することとしている。

また、福祉用具貸与に関する給付の在り方について、要介護度に関係なく給付対象になっている廉価な品目は、貸与ではなく販売とするなど、令和2年度の関係審議会における審議結果も踏まえ、速やかに必要な対応を検討することとしている。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(23) HACCP対応等のための施設改修等支援経費	本省	—	1,472	970	▲502	—
事案の概要	<p>輸出拡大を目指す水産加工・流通業者に対し、水産物輸出に必要な対米・対EU HACCP (※1) 基準に対応するための水産加工・流通施設の改修等を支援するものである。(※2)</p> <p>(※1) HACCP (ハサップ: Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録するものである。</p> <p>(※2) 本事業の予算は、平成30年度まで水産庁に計上されていたが、令和元年度補正予算から食料産業局に計上されている。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. HACCP認定取得状況について

農林水産省は、事業者の取組の実効性を高め、事業の効果を適切に発現させるため、事業者のHACCP認定取得状況についての的確に把握し、取得予定時期を超過した要因について分析した結果を審査項目に反映する等の見直しを行うべきである。

2. HACCP認定取得後の輸出状況について

農林水産省は、事業の目的を達成するため、事業者が輸出目標を達成できるよう、これまで実績が低調となった要因を分析し、的確な指導を行うためのマニュアルを整備する等により、現在の事業スキームにおいて事業者の点検を行う都道府県が適切な措置及び必要な改善措置の指導を講ずるための仕組みを構築すべきである。

反映の内容等

1. HACCP認定取得状況について

HACCP認定取得のための必要書類の作成や不備の修正に時間を要したり、社内体制が脆弱なため社内教育に時間を要するなど、事業者の実施体制が原因と思われる理由による遅れが最も多い状況となっている。

このため、HACCP研修受講者を含むHACCPチーム (HACCPの運用推進を中心となって行うチーム) の編成を採択要件とするとともに、事業者が都道府県等に提出する事業実施状況報告においてHACCPチームの活動状況を確認するため、実施要綱の見直しを行うこととした。

2. HACCP認定取得後の輸出状況について

HACCP認定取得後、目標国への輸出実績が無い事業者における主な理由は、海外の豊漁による価格競争力の低下や価格面・商品内容などの要因による商談不成立などが挙げられ、これらの理由は今後も起こり得るものであり、成果目標達成の支障となる恐れがある。

このため、報告対象年度の輸出実績が計画額を下回った場合における都道府県知事の点検事項や改善措置等の実施について定める通知を发出することとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(24) 農業次世代人材投資事業	本省	—	16,006	15,240	▲766	—
事案の概要	農業従事者が高齢化する中、40代以下の農業従事者を令和5年までに40万人に拡大するという目標の下、次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型：最長5年間）を交付している。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 新規就農者の確保に関する計画の策定状況及び関係機関が連携したサポート体制の整備について

農林水産省は、各自治体が定める新規就農者の確保に関する計画の策定・公表を要件化し、自治体の計画を把握すべき。

また、それぞれの計画を達成するため、関係機関の連携や役割を明確にしたサポート計画書の策定及び提出を要件化することで、自治体任せにすることなく、サポート体制の実態を把握、必要に応じて指導すべき。

なお、サポート計画書の策定にあたり、農家のニーズを把握・ニーズに対応できる体制とする必要がある。

2. 交付対象者に対する適切な評価について

農林水産省は、中間評価の実施について、収支計画等を用いた客観的な評価基準の策定を要件化した上で、資金交付停止を含めた適切な事業の運用を図り、新たな新規就農者の確保やサポート体制の更なる充実を促す等、効果的な事業の執行に努めるべき。

反映の内容等

1. 新規就農者の確保に関する計画の策定状況及び関係機関が連携したサポート体制の整備について

- 市町村が、新規就農者の確保に向けて、新規就農者の目標人数、地域関係機関の連携や役割を明確にしたサポート体制等を記載したサポート計画を策定、提出及び公表することを交付の要件とすることとした。
- また、農林水産省は、サポート計画の実施状況やサポート体制の実態を把握するため、市町村に対し、サポート計画に基づくサポートの実績の報告を求めることとした。
- サポート計画の策定にあたっては、新規就農者のニーズに対応したサポート体制の構築に向け、新規就農者の支援ニーズを把握するよう求めることとした。

2. 交付対象者に対する適切な評価について

- 農林水産省は、中間評価について、所得水準等を含む共通の客観的な評価基準を策定し、市町村は当該評価基準に沿って評価を実施し、適切な事業の運用を進めることとした。
- また、サポート体制への地域の農業者の参画を交付の要件とすることにより、サポート体制の充実とそれによる新規就農者の確保を図ることとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(25) 鳥獣被害防止総合対策交付金	共同	(関東財務局)	10,010の内数	11,005の内数	995の内数	—
事案の概要	野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となって取り組む、わなの設置等の捕獲活動や、侵入防止柵の整備による農作物への鳥獣被害防止等を支援する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 目標の達成状況等について

適正な目標を設定している協議会に対し交付金を重点配分するとともに、目標の達成状況を交付金の配分に反映すべき。

また、被害額軽減目標の適正な設定など、被害防止計画の内容について、都道府県の積極的な指導を促すべき。

2. 総合的な取組の実施について

総合的な鳥獣被害防止対策に取り組むことを交付金の要件とするなど、制度見直しを検討すべき。また、生息環境管理は、伐採による農地と山林の間の緩衝帯整備など鳥獣被害防止対策にも活用できる日本型直接支払交付金(※)の活用も積極的に促すべき。

(※) 日本型直接支払交付金…農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援事業

3. 捕獲わなの購入補助について

費用対効果も勘案しつつ適正な上限単価に見直すべき。

また、導入した捕獲わなについて被害軽減効果を把握するため、捕獲頭数を捕捉するべき。

4. 侵入防止柵整備の補助について

費用対効果も勘案しつつ適正な上限単価に見直すべき。

また、捕獲活動の一体的な実施及び適正な頻度での維持管理について、都道府県による指導が行われるよう、対策を講ずるべき。

5. 広域連携の実施状況について

広域連携を行う協議会に対し、交付金の一層の重点配分を行うとともに、都道府県が中心となって広域連携の積極的な推進がなされるよう、検討すべき。

反映の内容等

1. 目標の達成状況等について

適正な目標の設定及びその達成状況を踏まえ、協議会に対し交付金が重点配分されるよう、国から都道府県への交付金配分基準(以下、「配分基準」という。)の見直しを行う。

また、被害防止計画の内容について、都道府県が積極的に指導するよう通知するとともに、その実施状況などを毎年フォローアップする。

2. 総合的な取組の実施について

総合的な取組を行う協議会に対し交付金が重点配分されるよう、配分基準の見直しを行う。

また、生息環境管理などを積極的に取り組めるよう、令和3年度予算において日本型直接支払交付金に鳥獣被害対策推進枠を設定する。

3. 捕獲わなの導入補助について

費用対効果も勘案した適正な上限単価へ見直しを行う。

また、導入した捕獲わなの捕獲頭数を実績報告に記載するよう、実施要領を改正する。

4. 侵入防止柵整備の補助について

費用対効果も勘案した適正な上限単価へ見直しを行う。

また、捕獲活動の一体的な実施及び適正な頻度での維持管理について、都道府県が積極的に指導するよう通知するとともに、その実施状況などを毎年フォローアップする。

5. 広域連携の実施状況について

広域連携の取組を行う協議会に対し交付金が重点配分されるよう、配分基準の見直しを行う。

また、都道府県が広域連携を積極的に推進するよう、優良事例公表など横展開に繋がる取組を行うとともに、その実施効果などを検証する。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(26) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金	共同	(福岡財務支局)	1,344	1,393	50	▲29
事案の概要	森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 地方公共団体による支援等について

- 林野庁は、本事業をより効果的に推進していく観点から、活動の効果が裨益する地方の支援を一層促すため、地方の支援に応じて国の交付額に差を設ける等の運用方法を検討すべき。

2. 活動組織の持続性について

- 地域協議会は、活動組織(※)が事業終了後に自立して活動を継続していくため、活動期間中はもとより活動期間終了後においても、活動状況の把握や相談体制を整える等、活動組織を支援する役割を果たしていくべき。

(※) 地域住民や森林所有者等で構成する3名以上の組織

- 林野庁は、活動組織の自立を一層促すため、地域協議会の役割や交付金の交付のあり方等を効果的なものとなるよう見直しを行うべき。

反映の内容等

1. 地方公共団体による支援等について

- 活動組織に対する地方の支援を一層促すため、国の交付金の交付に当たっては、地方の支援割合が高い場合は交付率を高める等運用を見直すこととした。

2. 活動組織の持続性について

- 活動組織が事業終了後に自立して活動を継続していけるよう、地域協議会による活動組織への支援を充実させることとした。具体的には、地域協議会が活動組織の活動状況を調査し、調査結果を踏まえたワークショップを開催することにより、地域協議会と活動組織との連携維持を図ることとした。また、活動組織が専門家による相談を受けられる体制を構築することとした。

- 活動組織の自立を一層促すため、上記のようにワークショップの開催やアドバイザー利用体制の構築など、活動組織の持続性向上のための支援を行うことを、地域協議会の役割として実施要領に明記するとともに、活動組織への交付金の交付単価については、活動期間の経過とともに段階的に減少させていくよう見直すこととした。

(反映額: ▲29百万円)

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
経済産業省	(27) 公設試験研究機関等の基盤整備事業	共同	(北海道財務局)	(参考) 元年度補正(第1号) 550	-	-	-
事業の概要	本事業は、公設試験研究機関・大学等(以下「公設試等」という。)が、地域の中小企業等のニーズを踏まえた上で、企業単独では導入・活用が困難な先端技術を有する設備を導入する際の経費を補助(定額)し、地域の中小企業等の新事業展開や生産性向上につなげるものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 導入設備の活用状況について

経済産業省は、事業計画策定段階において、地域のニーズを幅広く集約し、利用企業が増えるようなスキームを導入すべき。

また、導入設備に関する中期的な収支計画が策定されていない状況であり、累積赤字となっている設備が確認されたことから、中期的に公設試等自身が設備を運用していけるよう合理的な収支計画を策定することについて要綱に規定すべき。

なお、収支計画の内容の妥当性については、経済産業省において計画的なものとなっているか審査すべき。

2. 事業のPDCAサイクルについて

公設試等による利用企業への事業効果のフォローアップが十分行われていない状況を踏まえ、経済産業省は、導入設備を利用したことによる事業化や生産性の向上等の効果を適切にフォローアップすることを補助要件化し、効果分析を行うこととすべき。また効果測定は客観性の観点から、定量的に行うべき。

反映の内容等

1. 導入設備の活用状況について

今後、類似の事業を検討する際は、調査の指摘事項である、

- ① 地域のニーズを集約し、十分な利用企業数を見込んだ設備導入を促進するスキーム
- ② 公設試等の自立を促す合理的な収支計画の策定の義務付け
- ③ 補助金審査時の経済産業省での収支計画の妥当性評価を踏まえることとする。

2. 事業のPDCAサイクルについて

今後、類似の事業を検討する際は、調査の指摘事項である、導入設備による事業化や生産性向上等の定量的な効果測定・分析の要件化を踏まえることとする。

※なお、本事業は、令和3年度予算案に含まれていない。

(上記「2年度予算額」欄の(参考)予算額は、本事業の直近の予算計上額を記載している。)

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
経済産業省	(28) クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	本省	—	13,000の内数	15,500の内数	2,500の内数	▲355
事案の概要	<p>クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金は、クリーンエネルギー自動車（EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車）、CD（クリーンディーゼル自動車）、FCV（燃料電池自動車）。以下「CEV」という。）等の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的に、車両導入の際の負担軽減による需要の創出を図り、量産効果による価格低減を促進するための導入補助を行うものである。（本調査は、平成27年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 価格低減インセンティブ

現行の一充電走行距離に応じた補助額の算定方法では、バッテリーの容量が大きくなることに伴い、一充電走行距離は向上しているものの、車両価格の上昇や、車両重量の上昇による電費（1kwhあたりの走行距離）の悪化に繋がり、顧客ニーズに合致した車両性能の向上が図られておらず、量産効果による価格低減に寄与しているとは言えない。

そのため、EVについては、一充電走行距離だけでなく電費の改善を促し、利便性とコストの両面の向上に繋がる補助スキームに変更すべき。

また、PHVについても、車両性能の状況を踏まえ、現在の補助スキームの変更について検討を行うべき。

2. EV・PHVの定着状況

二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るためには、受給者がCEVを保有した上で、継続的に使用する必要があることから、一定期間（財産処分制限期間）内にEV・PHVの買い替え等を行った場合には、買い替え後の車種や理由等を把握できるよう、財産処分承認申請書を改訂し、原因分析を行うことにより、更なる需要創出を図るための方策を検討すべき。

反映の内容等

1. 価格低減インセンティブ

電費の向上など顧客ニーズに合致した車両性能の向上を図ることにより、量産効果による価格低減に寄与するよう、

・EVについては、一充電走行距離に加えて、電費に応じた補助額の算定方法となるよう見直しを行った。（反映額：▲234百万円）

・PHVについては、これまで一充電走行距離が40km以上の場合に一律20万円補助が交付されていたが、電費に応じた補助額の算定方法となるよう見直しを行った。（反映額：▲121百万円）

2. EV・PHVの定着状況

更なる需要創出を図るための方策を検討するため、令和3年度より、一定期間（財産処分制限期間）内に補助対象車から買い替えした車種や理由等を把握できるよう財産処分承認申請書を改訂することとし、原因分析を行うこととした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額 (臨時・特別の措置を含む額)	3年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(30) 地籍整備の推進	本省	—	5,530 (6,530)	5,203	▲327	▲347

事案の概要 地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の境界や面積等を調査し、土地の基礎的情報を明確化することで、災害復旧やインフラ整備の円滑化等を図るために実施しており、国が調査を実施する自治体を支援するものである。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 真に必要な地域における地籍調査の実施について

国土交通省は、重点対象分野※以外の調査が実施されていることを踏まえ、自治体の事業計画が重点対象分野の範囲内での調査計画となっているか厳しくチェックすべき。

また、重点対象分野それぞれの具体的な範囲について、適切性の判断基準をよりきめ細かく策定し、地籍調査が効率的にかつ真に調査が必要な地域においてのみ実施されるよう不断に見直すべき。

※重点対象分野：①社会資本整備、②防災対策、③都市開発、④森林施業・保全等、⑤所有者不明土地対策

2. 民間測量成果の十分な把握・活用について

国土交通省は、自治体による民間測量成果の把握・活用が不十分である状況を踏まえ、自治体による民間測量成果の把握を可能にする新たな仕組みを構築するための検討を早急に進めるべき。

また、自治体が国土調査法第19条第5項の指定申請を代行する制度の活用が図られるように自治体への周知を徹底すべき。

3. 社会資本整備と連携した地籍調査の実施について

国土交通省は、社会資本整備と併せた地籍調査を促進するため、自治体内において地籍調査部局と事業実施部局が適切な連携を進めるためのガイドラインを作成するなど、自治体に対する働きかけを強化すべき。



反映の内容等

1. 真に必要な地域における地籍調査の実施について

国土交通省において、重点対象分野に関する事業予定区域等を含まない調査には、原則、予算を配分しないこととしたほか、防災上重要な地区の調査への優先配分や、重点対象分野に関する事業予定区域等が調査区域面積に占める割合及び市街化調整区域の面積割合を考慮するなど、令和3年度以降の予算配分の査定基準を精緻化して自治体に通知し、それに基づき支援対象の絞り込みを行った。(反映額：▲347百万円)

2. 民間測量成果の十分な把握・活用について

自治体内における地籍調査部局と、民間測量の実施情報を把握しうる都市部局等との連携強化を促進するため、国土交通省が両部局に対する通知の発出及び先進事例の情報提供を行うとともに、民間測量成果の実態を調査・分析し、効率的に入手・活用する手法を手引きとしてまとめる。併せて、定期開催される都道府県担当者会議や国土調査研修等を通じ、法第19条第5項指定申請の代行制度の周知・普及を徹底する。

3. 社会資本整備と連携した地籍調査の実施について

自治体内における地籍調査部局と、社会資本整備事業の実施部局との連携強化を促進するため、国土交通省が先進事例等を盛り込んだガイドラインを令和2年度内目途に発出する。また、社会資本整備と一体となって実施する地籍調査に対する新たな個別補助制度を令和3年度に創設し、社会資本整備と連携した地籍調査を計画的かつ集中的に推進することとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額 (臨時・特別の措置を含む額)	3年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(31) 直轄河川改修事業	本省	—	141,680の内数 (267,006の内数)	172,843の内数	31,163の内数	▲1,140
事案の概要	直轄河川においては、直轄河川改修事業等により堤防強化、河道掘削、遊水地や排水機場等整備を実施している。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 効率的・効果的な事業の実施

(1) 河川管理者や地方公共団体等の対策を重層的に実施するとしている「総合内水緊急対策」の趣旨を踏まえた整備のあり方とすべき。

(2) 総合内水対策計画（以下、「計画」という。）なしに整備する排水機場の新設・増設事業にあつては、特に実施の必要性の有無を含め、効率性を検討すべき。

(3) 計画の変更にあつては、計画全体の見直しによる効率化について、透明性の観点からも代替案との比較検討・公表の仕組みを検討すべき。

2. 適切な事後評価の実施

総合内水対策緊急事業の事後評価にあつては、地方公共団体等が実施するハード整備・土地利用規制等・ソフト対策の実施状況も含め計画全体を評価すべき。

反映の内容等

1. 効率的・効果的な事業の実施

(1) 河川管理者が実施する排水対策等の他に、地方公共団体等が実施する土地利用規制・誘導策等の対策を重層的に実施していく必要があるとする「総合内水緊急対策」の趣旨を踏まえ、今後、直轄河川改修事業で整備する全ての排水機場について、総合内水対策協議会等（以下、「協議会」という。）を設置するとともに、計画の策定及び公表を実施することを原則とすることとした。

なお、令和3年度において、計画に基づき整備する予定の排水機場について、計画段階評価で複数の案を評価した結果を踏まえ、予算の縮減を図った。（反映額:▲1,140百万円）

(2) 計画なしに整備する排水機場の新設・増設事業について、実施の必要性の有無を含め、効率性を検討し、小規模な排水機場を整備する場合には、当該地域の地形条件等の観点から、排水ポンプ車での代替が適当でないと判断される場合に限ることとした。

(3) 計画を変更する場合は、協議会において計画全体の見直しによる効率化について、代替案との比較検討を行い、その結果を公表することとした。

2. 適切な事後評価の実施

総合内水対策緊急事業の事後評価の実施にあつては、河川管理者以外の地方公共団体等が実施した対策（施設整備に関する事項や土地利用の規制等に関する事項等）も含め計画の達成状況を評価することとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(32) 災害復旧等事業	共同	(関東財務局)	15,023 の内数	15,105 の内数	82 の内数	-
事案の概要	<p>暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により公共土木施設等が被災した場合には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、被災した施設の復旧等を実施している。災害復旧等事業は、災害からの早期復旧を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高率な補助率の導入 ・国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能とし、また事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施等を行っているところ。 <p>近年、災害が頻発・激甚化する中で、災害からの早期復旧が実施できるよう災害復旧工事に係る工夫等を調査するもの。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について

発注者は、入札形態に応じて、突発的に生じる災害復旧工事も含め対象工事の範囲を事前に規程等において定めることにより、

- ・入札形態の決定までの検討時間を短縮できること
- ・入札公告の短縮や緊急性に応じた適切な入札方式を選択すること等により入札及び契約に要する時間を短縮できること
- ・入札プロセスの透明性が向上するものと考えられること

から、国土交通省は、各地方公共団体に対して、明文化について周知と助言を行っていきべきである。

2. 円滑な工事実施のための工夫について

「地元建設業協会と災害協定を締結し、応急復旧工事に早期に着手できた」などの事例も見られた一方、早期の事業実施に向けた課題として、地方公共団体の技術職員の経験不足や発注者間の連携が不十分である場合があることを踏まえ、国土交通省は、災害時の円滑な事業実施に向けて、地方公共団体に対し、災害復旧事務に豊富な知見を有する者による外部支援体制づくりに向けた取組を促していく必要がある。

また、発注者間における工事の時期・箇所・工程等の情報の共有や事業実施にあたっての課題への対応策を検討する場を設けるなど、発注者間の連携体制の構築に取り組んでいく必要がある。

反映の内容等

1. 入札形態に応じた事前の対象事業の明文化について

災害復旧工事以外の建設工事（一般公共事業）においては、従前から入札形態に応じた対象工事の明文化が図られているが、災害発生時に即座に対応する必要がある災害復旧工事についても、地方公共団体に対して、入札取扱規程などに、随意契約や指名競争入札の対象工事として明文化するよう、国土交通省において、各種会議や研修会、出前講座などあらゆる機会を通じて、周知と助言を行っていく。

2. 円滑な工事実施のための工夫について

国土交通省は、地方公共団体に対する外部支援体制づくりに向けた取組を促進するため、地方公共団体の支援内容のニーズを把握した上で、公益法人（都道府県レベルの技術センターなど）、災害復旧技術専門家などのアドバイザー、民間関係団体（測量、地質調査、補償、設計コンサルタント、工事）などによる外部支援体制の構築に向けたガイドラインを作成する。

また国土交通省は、地方公共団体に対して災害協定の改善・標準化のための点検や、発注者間の連携を考慮した協定の見直しを促すとともに、その見直しの際に参考となるよう、協定の雛型や協定を締結する際の考え方を記載した手引きを作成する。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(33) 道路メンテナンス事業費補助	本省	—	222,298	222,302	4	—

事案の概要
 道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づき実施される道路メンテナンス事業（橋梁、トンネル等の修繕、更新等）に対し、計画的かつ集中的な支援を行う制度。令和元年度までは交付金事業として支援を行ってきた橋梁等の老朽化対策について、令和2年度当初予算から個別補助制度を創設し、計画的・集中的に支援を行うこととし、その上で、橋梁等の道路インフラの長寿命化・最適化を進めるため、長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づき実施される事業を補助対象とするとともに、地域にある複数の橋梁等について、その機能の集約を図る場合の撤去等も支援対象とした。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 計画的な道路施設の維持管理

- 各自治体において策定されている個別施設計画は、対策費用や対策時期・内容に関する記載がないものがあり、計画的な維持管理を行うための基礎となる項目が整理されていない状況と言える。
- 国土交通省においては、維持管理コスト縮減のための具体的取組など個別施設計画に記載すべき基礎項目を整理すべき。
- その上で、基礎項目の記載例などを自治体に周知するとともに、当該項目の計画への記載を補助要件化することや、コスト縮減に関する短期的な数値目標の記載を促す方を検討し、より実効性のある計画作成を促すべき。

2. 新技術等の活用について

- 直轄事業においては、コスト縮減や省力化に資する新技術等の活用が進められているところ。
- 一方、自治体における新技術等の活用は進んでおらず、そもそも新技術等が認知されていないことやその活用の検討がなされていない状況となっていた。
- 国土交通省においては、特に、コスト縮減や省力化の効果が見込まれる新技術等の自治体への普及を促進するため、新技術等活用による効果の広報を進めるとともに、補助事業の採択に当たって、新技術等の活用の検討を要件化するなど、活用促進のための方を検討すべき。

反映の内容等

1. 計画的な道路施設の維持管理

- 各自治体において計画的な維持管理を行うため、橋梁の集約・撤去などコスト縮減に関する具体的な方針や老朽化対策における基本方針などを個別施設計画の基礎項目とする。
- 自治体が策定している個別施設計画を収集し、個別施設計画に定める具体的な記載内容や、計画の好事例等を自治体へ周知する。
- 基礎項目の個別施設計画への記載を補助要件化するとともに、個別施設計画においてコスト縮減に関する短期的な数値目標を策定した自治体に対する優先的な支援を実施することで、より実効性のある計画の策定を促す。

2. 新技術等の活用について

- 自治体で採用している新技術等を収集し、コスト縮減効果の高い新技術等や事業の効率化に資する新技術等の代表的な事例を自治体へ周知する。
- 新技術等の自治体への普及を促進するため、新技術等の活用に係る基本方針の個別施設計画への記載や、個別の事業における新技術等の活用の具体的検討を行うことを補助要件化する。
- 個別施設計画の基礎項目とした新技術等の活用方針の記載において数値目標を策定した自治体や、コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業に対し、優先的な支援を実施することで、新技術等の活用促進を図る。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額 (臨時・特別の措置を含む額)	3年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(34) 港湾整備事業 (戦略的インフラ老朽化対策)	共同	(近畿財務局)	241,081の内数 (282,883の内数)	241,181の内数	100の内数	—

事業の概要

公費で建設された港湾施設については、地方公共団体を主とする港湾管理者が維持管理を行っており、高度成長期以降に整備された港湾施設は、平成25年以降20年で建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に上昇する。

国土交通省では、ライフサイクルコストを抑制しつつ個々の施設の延命化を図るため、施設の老朽化状況、利用状況、優先度等を考慮した、施設単位の維持管理計画に基づき計画的かつ効率的に維持管理・更新等を行うこととし、港湾施設の老朽化対策を推進しているが、「インフラ長寿命化計画（行動計画）のフォローアップ」（令和元年9月）において、港湾施設は〔点検対象数に占める完了数〕や〔修繕完了数〕の完了割合が他の公共施設と比較して低い傾向にある。

本調査では、港湾管理者による維持管理に関する取組の実施状況をあらためて検証するとともに、既存ストックの活用を推進する観点から、新規事業の実施にあたり港湾管理者において適切なコスト比較が行われているか、実態を調査し検証するものである。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 維持管理に関する取組の実施状況について

- ・ 国費投入の要件として、整備事業対象施設以外の施設の維持管理計画策定についても要件化するなど、当面、整備事業が予定されていない施設についても維持管理計画の策定等を進めるインセンティブが働くようなルール作りをすべき。
- ・ 港湾管理者への支援策について積極的に周知するとともに、全ての地方整備局で実施できる体制を早急に整えるべき。新たな支援策※についても、適正なコスト負担を求めつつ、ニーズに合わせてメニュー化を行うべき。

※<新たな支援策の例>

共同点検、発注作業の支援、国の職員の派遣

2. コスト比較の実施状況について

- ・ 維持管理により施設の利用を継続する場合と新規施設を整備する場合のコスト比較について、ガイドラインやマニュアルなどでその意義や重要性を解説することなどによって、港湾管理者の理解を促すとともに、どのような場合にコスト比較をするのかといった基準や手続きを示すべき。

反映の内容等

1. 維持管理に関する取組の実施状況について

- ・ 維持管理計画の策定等を促す観点から、令和3年度より、当面整備事業が予定されていない施設を含めた港湾ごとの維持管理計画の策定状況を勘案し、老朽化対策に係る予算を配分することとした。
- ・ 国土交通省にて現在作成中の港湾施設の点検技術カタログや、点検診断等の工夫事例集、新技術を活用した点検の実施事例などをもとに、港湾管理者に適正なコスト負担を求めつつ、新たな支援策を含めてメニュー化を行うとともに、地方整備局を通じて積極的に周知する。また、国と港湾管理者による共同点検など、既に一部の地方整備局で実施している支援策については、そのノウハウを共有し、全ての地方整備局で支援を実施できる体制の構築を図る。

2. コスト比較の実施状況について

- ・ 維持管理により施設の利用を継続する場合と新規施設を整備する場合のコスト比較の意義、重要性を港湾管理者に対し事務連絡により周知するとともに、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」に基づき実施する計画段階評価において、当該コスト比較の実施を港湾整備事業における実施方針に位置づけ、これを行うことを求めることとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額 (臨時・特別の措置を含む額)	3年度予算案	増▲減額	反映額
環境省	(36) 指定管理鳥獣捕獲等事業等	共同	(北陸財務局)	470 (2,670)	470	0	▲11

事案の概要
 <ア. 指定管理鳥獣捕獲等事業>
 指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う指定管理鳥獣の捕獲事業等を交付金により支援する事業である。
 <イ. 国立公園等シカ管理対策事業>
 国立公園等のニホンジカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲を推進する事業である。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 一般的な捕獲事業について
 <a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>
 (1) 委託内容、捕獲実績について
 ・各道府県が設定している目標頭数を契約書等に設定した上で、減額条項を盛り込むべき。
 ・複数年にわたり捕獲頭数が目標頭数に達していない場合は、過去の捕獲実績を踏まえて、現実的な目標頭数を設定すべき。
 (2) 環境省の査定について
 ・交付にあたっては、過去の捕獲実績等を踏まえて、費用対効果が高いところに優先的に配分する等、環境省として査定を行うべき。
 (3) 各道府県の諸経費について
 ・各道府県の諸経費率(一般管理費)について、上限割合の設定や一定割合への統一を検討すべき。
 <b. シカ捕獲強化事業>
 ・捕獲事業を実施する際には、仕様書等に減額条項を盛り込むべき。

2. 試験的な捕獲手法の実証事業について
 <a. 効果的捕獲促進事業>
 ・同一地域で複数年同種の事業を実施している場合は、実施期間に上限を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業に移行すべき。
 ・ICTわなが見回り労力の軽減やコストの軽減につながるか明らかにすべき。これまでの事例の評価、検証の結果を横断的に取りまとめ、それらの情報を全国に情報提供し、技術的な助言を行うべき。
 <b. 新たなシカ管理対策手法導入・検討事業>
 ・複数年同種の事業を実施している場合は、上限期間を設定し、事業継続の有効性を判断すべき。
 ・捕獲頭数が安定してきた場合は、一般的な捕獲事業へ切り替え、目標頭数を定めたいうで、仕様書等に減額条項を盛り込むべき。

反映の内容等

1. 一般的な捕獲事業について
 <a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>
 (1) 委託内容、捕獲実績について
 ・各都道府県に対して、契約書等への捕獲目標頭数等の明記や、捕獲実績等に応じて減額の変更契約を行うよう通知した。
 (2) 環境省の査定について
 ・これまでの捕獲実績や事業計画の内容等を踏まえ、費用対効果が高い都道府県に対して優先的に配分するなどの査定を行うこととした。
 (3) 各道府県の諸経費について
 ・指定管理鳥獣捕獲等事業の積算にあたっては、当該事業メニューの諸経費率の見直しを実施した。(反映額:▲11百万円)
 <b. シカ捕獲強化事業>
 ・捕獲事業を実施する際には、減額条項を盛り込むこととした。

2. 試験的な捕獲手法の実証事業について
 <a. 効果的捕獲促進事業>
 ・同一地域で複数年同種の事業を実施している場合は、環境省において当該事業メニューの実施期間の上限を設定して査定を行うこととし、実施期間終了後も引き続き同じ手法による捕獲等を実施する場合は、一般的な捕獲事業である指定管理鳥獣捕獲等事業に移行することとした。
 ・ICTを活用したわな猟等の取組事例集を作成し、各都道府県に対して情報共有を図った。
 <b. 新たなシカ管理対策手法導入・検討事業>
 ・複数年同種の事業を実施している場合は、事業継続の上限期間を設定することとした。
 ・捕獲頭数が安定してきた場合は、一般的な捕獲事業であるシカ捕獲強化事業へ切り替え、目標頭数を定めたいうで、減額条項を盛り込むこととした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	(37) 防衛装備品等の処分	本省	—	歳入 2,128 歳出 1,017	歳入 1,831 歳出 1,848	歳入 ▲297 歳出 832	歳入 — 歳出 ▲1
事案の概要	各種防衛装備品について、装備品を鉄くず等として売却する場合とそのまま廃棄した場合を比較衡量し、より効率的・合理的な方法を都度選択したうえで処分を行っている。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 防衛装備品の処分体制

各自衛隊間等での処分契約の仕組みの統一を可能な限り図るとともに、防衛装備品の処分にかかる収入・費用の単価などの情報を他の自衛隊等にも共有できるような体制を構築すべき。

2. 防衛装備品の処分費用、売却価格の適正性

防衛装備品の処分方法について、可能な限り一般競争入札を実施するなどにより、処分契約における競争性及び透明性を確保すべき。

3. 防衛装備品の処分に関連した予算の効率性

過去の処分実績を蓄積し、区分表作成役務の予算計上の適否判定の際の売却収入の試算に当たっては、より適切な実績単価を採用すべき。

4. 経済効率的な売却方法

防衛装備品の処分について、情報保全等にも十分配慮することを前提に、現状の処分方法の枠組みにとらわれず、不用装備品の売却対象、売却方法、入札参加主体の拡大などにより、より経済効率的な売却方法が実施できないか積極的に検討すべき。

反映の内容等

1. 防衛装備品の処分体制

令和3年度は、近年車両の売払数量等が減る傾向があることから歳入が減少する見込みであるが、各自衛隊等における装備品の処分に係る収入・費用について、過去3カ年分の装備品や装備品の材質ごとの処分単価を集計し、処分を実施する各自衛隊の部署等に共有することにより、防衛装備品をより効率的・合理的に処分できるよう努めることとした。
(反映額：▲1百万円)

2. 防衛装備品の処分費用、売却価格の適正性

令和3年度以降に新たに処分する防衛装備品については、可能な限り一般競争入札を実施することとし、処分契約における競争性及び透明性を図る。

3. 防衛装備品の処分に関連した予算の効率性

今後、処分実績に係る情報を継続的に蓄積・共有する。その上で、同種の装備品（又は類似装備品）の実績単価を採用して処分に係る費用を試算し、区分表作成役務の予算計上の適否を判定する予定である。

4. 経済効率的な売却方法

航空自衛隊において、前政府専用機の部品等について売払いを計画し、企業等が部品等の買取りに関心があるか、令和2年10月7日から市場調査を行った。また、不用となった部品等については、技術流出防止や保全上の問題がないことが確認できたことから、会計法等の規定に基づき令和3年度を目途に売却する予定である。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	(38) 継続費による艦艇の建造	本省	—	165,420 (継続費総額)	163,201 (継続費総額)	▲2,219	—
事案の概要	継続費は、経費の総額及びその年割額を定めて、あらかじめ国会の議決を経ることにより、数年度にわたって債務負担行為権限と併せ、支出権限も付与するものである。現在、自衛隊の護衛艦と潜水艦の建造費のみが、その対象となっている。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 継続費の執行管理の適切性について

・継続費計上年度以降に生じた理由により、新たな装備品が必要となった場合も含め、これまでと同様に確実に支出負担行為実施計画の承認を得ることを徹底するべき。

2. 国内外企業間の競争性について

・遠隔操作式機関銃架の調達については、その仕様等において、海外製品の参入に障壁があるような記載になっていたため、国内法による許可を問わず海外製品の参入が可能である旨が明確になるよう入札公告等に追記させた。

・今後、継続費に限らず全ての入札において、海外企業を含めた複数者の参入を阻害し一者応札の可能性を高める入札公告や仕様書が作成されないよう、防衛省内において複数の関係部局間で連携し内容を確認するべき。

3. 契約単価の適切性について

・予算科目に関わらず、調達要求元として同一品目の契約時期を合わせる等、可能な限り、契約単位をまとめることにより、従来以上にコスト効率化の徹底を図るべき。

反映の内容等

1. 継続費の執行管理の適切性について

・継続費計上年度以降に生じた理由により、新たな装備品等が必要となった場合は、支出負担行為実施計画の承認を得る必要がある旨を執行関係部局に対し定期的に周知徹底させることとした。

2. 国内外企業間の競争性について

・遠隔操作式機関銃架の入札公告等において、「海外で製造を行う場合は国内法等の許可は必要としない」等を追記させるとともに、他装備品においても海外製品の参入を妨げないよう、契約処理上の留意事項として周知徹底させた。

・継続費に限らず全ての入札において、海外企業を含めた複数者の参入を阻害し一者応札の可能性を高める入札公告や仕様書が作成されないよう、複数の関係部局での連携した内容確認を徹底させるとともに、防衛省内で定期的に実施される調達関係部局での研修等を活用し周知させることとした。

3. 契約単価の適切性について

・防衛装備庁において調達時期を合わせる等の横断的な調整を行わせることにより、コスト効率化を徹底させることとした。

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	(39) 早期契約の促進状況	本省	—	59,296	44,200	▲15,097	▲61 (契約ベース)
事案の概要	防衛装備庁における研究開発案件について、早期装備化に向けた取組を強化すべく試作品事業の早期契約を積極的に行い、さらには加工作業時期の前倒しにより、安価な加工費率で価格算定が可能となることで、予算総額低減を図る。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 試作品事業について

予算計上初年度に研究開発を開始するために、少なくとも第2四半期までに契約を行うなど、早期の契約締結に努めるべきである。

また、仕様案の調整を概算要求や年度業務計画と並行して実施することで、契約手続きの早期着手を行い、効率的な予算執行に努めるべきである。

2. 加工費について

試作品事業の予算編成における加工費の計上については、早期契約の可能性を十分に考慮した予算積算を行うべきである。

反映の内容等

1. 試作品事業について

令和2年度研究開発事業において、仕様書案の早期策定及び庁内関係部署との調整を行い、契約手続きの早期着手に努めたことで、令和元年度の契約実績と比較すると、第2四半期までに契約を行った件数の割合が2.4倍となった。

防衛装備庁では、令和元年度に続き、令和2年12月15日に早期装備化に資する早期契約の推進について通知文書を発出することにより、早期に契約手続きを進められるように関係部署と調整するよう周知徹底を図った。

2. 加工費について

試作品及び試験の事業計画について、早期契約を踏まえた安価な加工費率での価格算定による予算積算を行うことにより、令和3年度予算案の計上額の低減を図った。(反映額: ▲2百万円)

さらに早期契約を行うことで十分な事業工程の確保が見込まれることから、試験に必要な研究用器材を連続して使用することが可能となり、結果として研究用器材の所要数が減少することによって、令和3年度予算案の計上額の低減を図った。(反映額: ▲59百万円)

反映状況票(行政経費等に係る府省横断的な調査)

事案の概要	今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
(40) 外部書庫に係る経費 <各府省:一般会計、各特別会計> 【調査主体:共同(近畿財務局)】 【反映額:▲0百万円】 [参考 令和元年度(調査対象実績額):806百万円](本調査は、平成27年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)		
<p>各官署は、文書の保管に当たり、庁舎内の書庫スペースが不足した場合、建物の賃借または保管等業務委託により、庁舎外に文書の保管場所を確保している。また、あわせて、夜間・休日対応、緊急配送などの様々な付帯サービスを利用している。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外部書庫については、その使用状況を踏まえ、適切な規模(保管容量)とすべき。 2. 付帯サービスについては、<u>利用実績や利用見込を踏まえ、その必要性を精査すべき。</u> 3. 外部書庫の契約に当たっては、<u>競争入札や複数者への見積依頼など、競争性の向上に努めるべき。</u> また、<u>一括・共同調達の実施や官署内の契約の集約化など、スケールメリットを活かした調達方法を検討すべき。</u> 	<p>外部書庫の使用状況を踏まえ、規模を縮小することにより、経費削減を図った。</p> <p>付帯サービスについては、引き続き、利用実績等を踏まえ、必要性を精査していく。</p> <p>今後も外部書庫の契約に当たっては、競争性の向上や一括・共同調達等の調達の効率化に取り組むことで、経費削減に努める。</p>
(41) 会議等の会場借料 <各府省:一般会計、各特別会計> 【調査主体:共同(東海財務局)】 【反映額:▲5百万円】 [参考 令和元年度(調査対象実績額):843百万円](本調査は、平成24年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)		
<p>各官署は、会議等を開催するため、ホテル、会館、貸会議室等の外部会場を借上げている。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会議等を開催するために外部会場を借上げる場合は、<u>官署専用会議室のみならず、共用会議室の有無や空き状況等を確認し、その使用を検討すべき。</u> また、<u>過去の出席者数等を踏まえ、適切な会場規模となるよう検討すべき。</u> 2. 官署専用会議室や共用会議室を管理する官署は、<u>各官署における調整方法やルール等を参考に、会議室の稼働状況の向上に取り組むべき。</u> 	<p>外部会場の借上げに当たり、<u>官署専用会議室や共用会議室を使用すること等により、経費削減を図った。</u></p> <p>また、<u>過去の出席者数等を踏まえ、適切な会場規模とすることで、経費削減を図った。</u></p> <p>今後も官署専用会議室等を管理する官署は、他官署における調整方法等を参考に、稼働状況の向上に努める。</p>
(42) 独立行政法人におけるコピー用紙の購入経費 <各府省> 【調査主体:共同(関東財務局)】 【反映額:▲4百万円】 [参考 令和元年度(調査対象実績額):1,007百万円の内数(ほか)]		
<p>独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する「独立行政法人」をいう。)においては、各種会議資料の作成等の事務処理のためにコピー用紙を購入している。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. コピー用紙の購入に当たっては、<u>複数法人による共同調達や法人単位での一括調達などにより、調達コストの削減を図っている例が多く見られたため、共同調達や一括調達の実績がない法人においては、各法人における取組を参考にし、スケールメリットを活かした調達方法を検討すべき。</u> 2. コピー用紙の使用に当たっては、<u>各法人における節減に向けた取組を参考にし、費用対効果も勘案しつつ、更なる節減努力を推進すべき。</u> 	<p>コピー用紙の購入に当たっては、今後も共同調達や一括調達等の調達の効率化に取り組むことで、経費削減に努める。</p> <p><u>ペーパーレス化の推進、両面印刷等の更なる徹底により、コピー用紙の使用量を節減し、経費削減を図った。</u></p>

令和2年度予算執行調査の3年度予算への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	フォローアップ調査 (注1)	調査主体 (注2)	取りまとめ財務局	特別会計 (注3)	反映額
1	内閣・内閣府	内閣・内閣府庁舎における民間ビル使用状況		本省			—
2	内 閣 府	地方創生拠点整備交付金		共同	四国		—
3	内 閣 府	地域少子化対策重点推進事業（結婚に対する取組への支援）		共同	中国		▲ 68
5	総 務 省	行政評価等実施事業のうち行政相談に係る経費		本省			▲ 8
6	総 務 省	ナショナルサイバートレーニングセンターの構築に係る経費（実践的サイバー防御演習分）		本省			▲ 63
7	法 務 省	日本司法支援センター運営費交付金	29年度 26年度 24年度	本省			▲ 176
8	外 務 省	日本特集番組制作支援事業		本省			—
9	外 務 省	Gaviワクチンアライアンス拠出金		本省			—
10	財 務 省	財務局機能強化・地域連携推進経費		本省			▲ 6
11	財 務 省	確定申告時駐車場整理委託経費		本省			▲ 2
12	文 部 科 学 省	学校規模・配置の適正化と施設の効率的整備	30年度	本省			—
14	文 部 科 学 省	私立高等学校等経常費助成費補助（特別補助分）		本省			▲ 335
15	文 部 科 学 省	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金等		本省			▲ 30
16	文 部 科 学 省	スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）		財務局	東北		—
17	厚生労働省	医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）		共同	東海		—
19	厚生労働省	労働災害休業（補償）給付費		本省		※1	—
20	厚生労働省	保護施設事務費負担金		本省			—
21	厚生労働省	障害福祉サービス等報酬		本省			—
22	厚生労働省	介護保険サービス（居宅介護支援等）		共同	東北		—
23	農 林 水 産 省	HACCP対応等のための施設改修等支援経費		本省			—
24	農 林 水 産 省	農業次世代人材投資事業		本省			—
25	農 林 水 産 省	鳥獣被害防止総合対策交付金		共同	関東		—
26	農 林 水 産 省	森林・山村多面的機能発揮対策交付金		共同	福岡		▲ 29
27	経 済 産 業 省	公設試験研究機関等の基盤整備事業		共同	北海道		—
28	経 済 産 業 省	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	27年度	本省		※2	▲ 355
30	国 土 交 通 省	地籍整備の推進		本省			▲ 347
31	国 土 交 通 省	直轄河川改修事業		本省			▲ 1,140
32	国 土 交 通 省	災害復旧等事業		共同	関東		—
33	国 土 交 通 省	道路メンテナンス事業費補助		本省			—
34	国 土 交 通 省	港湾整備事業（戦略的インフラ老朽化対策）		共同	近畿		—
36	環 境 省	指定管理鳥獣捕獲等事業等		共同	北陸		▲ 11
37	防 衛 省	防衛装備品等の処分		本省			▲ 1
38	防 衛 省	継続費による艦艇の建造		本省			—
39	防 衛 省	早期契約の促進状況		本省			▲ 61

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	フォローアップ調査 (注1)	調査主体 (注2)	取りまとめ 財務局	特別 会計 (注3)	反映額
40	各 府 省	外部書庫に係る経費	27年度	共 同	近 畿		▲ 0
41	各 府 省	会議等の会場借料	24年度	共 同	東 海		▲ 5
42	各 府 省	独立行政法人におけるコピー用紙の購入経費		共 同	関 東		▲ 4
合 計							▲ 2,640

(注1)「フォローアップ調査」：前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

(注2)「本省」：本省調査（財務省主計局の予算担当職員が実施する調査）

「財務局」：財務局調査（財務局職員が実施する調査）

「共同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

(注3)※1は「労働保険特別会計」、※2は「エネルギー対策特別会計」である。

(注4) (39) 早期契約の促進状況の計数は契約ベース。

(注5) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、「合計」において一致しない。

(注6) 計数は、精査の結果、異同を生じる場合がある。

【参考】 過年度に実施した予算執行調査の3年度予算への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	調査年度	反映額
1	内 閣 府	沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	元年度	▲ 296
2	内 閣 府	地方消費者行政強化交付金（地方消費者行政推進事業）	元年度	▲ 100
3	財 務 省	輸出入貨物分析機器整備経費	元年度	▲ 37
4	財 務 省	確定申告・納税手続に関する情報提供経費	元年度	▲ 7
5	文 部 科 学 省	スーパーサイエンスハイスクール支援事業（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金）	元年度	▲ 6
6	農 林 水 産 省 国 土 交 通 省	海岸事業（沖合施設の長寿命化対策）	元年度	▲ 498
7	経 済 産 業 省	J-Startupの在り方（研究開発型スタートアップ支援事業等）	元年度	▲ 44
8	国 土 交 通 省	河川維持修繕事業における土砂掘削に係る経費	元年度	▲ 447
9	国 土 交 通 省	下水道革新的技術実証事業	元年度	▲ 108
10	国 土 交 通 省	先進的な保安検査機器整備費補助	元年度	▲ 2,054
11	国 土 交 通 省	海上保安庁における航空機及び船舶の燃料調達	元年度	▲ 10
12	各 府 省	出力機器の稼働状況等及びリサイクルトナーの活用状況	元年度	▲ 2
13	各 府 省	情報提供サービスの契約及び利用状況	元年度	▲ 603
14	各 府 省	作業服等に係る経費	元年度	▲ 0
合 計				▲ 4,212